

同等性を利用した有機製品の対カナダ輸出入に関するQ&A

平成26年9月17日、日本とカナダは有機製品に関する有機同等性（平成27年1月1日から発効）に合意しました。同等性の合意内容について、以下のとおりお知らせします。

Q1) カナダと日本の「有機同等性」により、どのようなことが可能になるのですか。

A1) 有機JAS規格又はカナダ有機規格により格付されている有機製品は、有機同等性の範囲内で、日カナダ両国で「有機」、「Organic」と表示して販売できるようになります。自国の第三者機関から認証されていれば、改めて相手国の制度に則した認証を受ける必要がなくなるため、お互いの国の有機市場への出荷が容易になります。

Q2) 有機同等性により日本からカナダに輸出する有機製品に有機JASマークを表示してもよいですか。また、カナダから日本へ輸入する有機製品にカナダの有機マークが表示されていてもよいですか。

A2) 有機同等性により日本からカナダへ輸出する有機製品及びカナダから日本へ輸入する有機製品いずれにも、カナダ有機マークと有機JASマークを併記することができます。なお、有機同等性下で取引される製品は、輸出先国の表示要件を満たさなければなりません。カナダにおける有機製品の表示要件については、以下のページに記載されています。

<http://www.inspection.gc.ca/food/labelling/food-labelling-for-industry/organic-claims/eng/1389725994094/1389726052482>

Q3) カナダと日本の両方で販売する有機製品に「カナダオーガニックロゴ」と「有機JASマーク」の両方を表示することができますか。

A3) 有機同等性は、両国間の輸出入を前提として、両国間の輸出入を促進するために日本-カナダ間で合意されたものです。

したがって、輸出されない商品に同等国の有機認証マークを添付することは、有機同等性の趣旨と異なるものであり、また、JAS認定とカナダ有機認証のいずれも取得している事業者であると消費者等に誤認させてしまう可能性もあることから、輸出せずに国内で販売される有機製品に、同等国の有機マークを添付しないようにお願いします。

Q4) 有機同等性を利用して輸出入できるのはどのような有機製品ですか。

A4) 有機農産物（きのこを含む。以下同じ。）及び有機農産物加工食品で、①日本又はカナダで生産されたもの、②日本又はカナダで最終的に加工又は包装及び表示されたものです。また、②には、第三国産の有機JAS規格又はカナダ有機規格を満たした有機製品を日本又はカナダで包装し、包装又は製品自体に有機食品である旨の表示を行ったものを含みます。

参考：http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/pdf/import_export_sankou.pdf

Q5) 認定事業者や登録認定機関が有機同等性に違反した場合、どうなりますか。

A5) 違反の内容に応じ、農林水産省又はカナダ食品検査庁から相手国に報告され、それぞれの国の規制の下で措置が行われます。

カナダ有機製品をカナダから日本に輸入する場合

Q 6) カナダ有機製品を日本に輸入するために、何が要求されますか。

A 6) カナダから日本へ輸入する有機製品は、カナダ有機として認証されたものであり、JAS認定輸入業者が輸入する必要があります。また、日本国内で販売する際には、日本の有機表示要件（有機JASマークの適正使用を含む。）を全て満たさなければなりません。

Q 7) どのような製品に有機JASマークを付すことができますか。

A 7) 有機同等性により有機JASマークを付すことができるのは、有機農産物及び有機農産物加工食品です。JAS規格の対象となっていない製品（アルコール飲料、蜂蜜等）や、JAS規格の対象となっても有機農産物及び有機農産物加工食品以外の有機製品（肉類、乳製品等）については、有機同等性により有機JASマークを付すことはできません。

Q 8) 有機JASマークを製品に貼付するにはどのような方法がありますか。

A 8) カナダの制度においては、カナダ内で流通する有機食品についてカナダ有機マークの貼付は任意ですが、JAS制度においては、有機農産物及び有機農産物加工食品を日本国内で「有機」、「オーガニック」と表示して販売するためには、JAS認定輸入業者によって輸入され、有機JASマークが貼付されていなければなりません。有機同等性により日本に輸入する有機製品に有機JASマークを貼付するには以下の2つの方法があります。

- 1 カナダの認証事業者がJASマークの貼付を自ら行うことを希望する場合、JAS認定輸入業者から有機JASマークの貼付の委託を受けることにより、自らカナダ国内でJASマークを貼付し、JAS認定輸入業者向けに出荷することができます。
- 2 カナダの認証事業者がJASマークの貼付を自ら行うことを希望しない場合、JAS認定輸入業者が日本において製品にJASマークの貼付を行います。

JAS認定輸入業者は、以下のページに掲載しています(HP掲載承諾者のみ掲載)。

<http://www.maff.go.jp/e/jas/specific/organic.html>

(List of certified importers)

Q 9) 有機同等性により有機製品を輸入する場合、どのような書類が必要ですか。

A 9) 有機同等性によりカナダから日本に輸入する有機農産物及び有機農産物加工食品には、有機輸入証明書が添付されていなければなりません。有機輸入証明書は、生産場所及び認証機関の特定、有機同等性の条件を満たすことの証明並びに取引される製品の遡及に使用されます。有機輸入証明書の様式は、以下のページに掲載されています。

(証明書様式)

http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/pdf/cert_canada_organic.pdf

(証明書記載要領)

http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/pdf/inst_for_cert.pdf

有機輸入証明書は、日本国内で有機の表示規制の対象となっていない有機農産物

及び有機農産物加工食品以外の製品（肉類、乳製品、蜂蜜等）には必要ありません。アルコール飲料については、日本国内で、日本語で「有機」表示を行う場合には、証明書が必要です。この証明書の必要事項は、認証された酒類の名称、認証に係る製造場等の名称及び住所、認証等の番号及び年月日、製造者の住所及び氏名又は名称、原産国、認証を行った認証機関の住所及び氏名又は名称です。

Q10) カナダの認証事業者が農林水産省の輸入証明書を入手するにはどうすればよいですか。

A10) C F I A（カナダ食品検査庁）は、農林水産省の輸入証明書を C F I A の認証機関に共有する責任を持っているので、C F I A の認証機関から入手することができます。

J A S 有機製品をカナダに輸出する場合

Q11) 有機同等性によりカナダへ輸出できる有機製品の範囲と輸出に当たって遵守すべき事項は何ですか。

A11) 有機同等性によりカナダへ輸出できる有機製品は、有機 J A S の認定を受けて、日本国内で生産、最終的加工又は包装及び表示した有機農産物及び有機農産物加工食品です（有機農産物加工食品の原材料の原産国に限定はありません）。

また、認定輸入業者が、有機農産物又は有機農産物加工食品を同等国（日本が同等性を認めた国をいう。）から輸入し、認定小分け業者が小分け包装した場合もカナダへの輸出が可能です。カナダへ輸出する場合は、カナダの表示要件（カナダ有機マークの適正使用を含む。）を全て満たしている必要があります。輸出時に、有機 J A S 登録認定機関の署名付きカナダ輸入証明書を添付する必要があります。

Q12) 日本国内で有機の表示規制の対象となっていない有機製品について、カナダ国内で有機表示を行って販売できますか。

A12) 有機農産物及び有機農産物加工食品以外の有機製品（乳製品、肉類、アルコール飲料等）については、有機同等性の範囲外であるため、カナダ国内で有機製品として販売するためには、C F I A が認定した認証機関からカナダ有機認証を取得する必要があります。

Q13) 転換期間中有機農産物や転換期間中有機農産物加工食品を有機同等性下でカナダに輸出することができますか。

A13) カナダは、転換期間中有機農産物や転換期間中有機農産物加工食品については認証の対象としていないため、有機同等性によりカナダに輸出することはできません。

Q14) 外国で生産された有機 J A S 製品は、有機同等性によりカナダに輸出できますか。

A14) 有機同等性により日本からカナダに有機製品を輸出するためには、①日本国内で生産されたもの、②最終的な加工又は包装及び有機食品である旨の表示が日本国内で行われたものです。したがって、外国で生産された有機 J A S 製品は、②に該当する場合のみカナダに輸出することができます。

Q15) J A S 認定事業者がカナダへ輸出するための証明書を入手するにはどうすればよいですか。

A15) J A S 認定事業者は、有機 J A S 登録認定機関にカナダへ有機製品を輸出する意向があることを伝えます。有機 J A S 登録認定機関は、J A S 認定事業者に、輸出する有機農産物及び有機農産物加工食品が J A S 格付されたものであるか、日本国内で生産、最終的加工又は包装及び表示されたものであるか、カナダの表示要件 (Q 2 参照) を満たしているか等について確認し、カナダへ輸出するための証明書を発行します。日本国内の全ての有機 J A S 登録認定機関はカナダへ輸出するための証明書を発行することができます。

http://www.maff.go.jp/e/jas/specific/pdf/list_organic.pdf

なお、現時点ではカナダの輸入様式が準備できていません。そのため、正式なカナダ輸入証明書が準備できるまでは、以下の暫定的な輸出証明書を使用してください。暫定的な輸出証明書様式については以下の URL から入手し、記入してください。

(証明書様式)

http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/pdf/export_cert.pdf

(証明書記載要領)

http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/pdf/inst_for_cert.pdf

Q16) カナダ認証を受けている日本国内の事業者は、有機同等性を利用しないでカナダへ輸出するカナダ認証の製品、例えば、有機酒類、有機加工食品、または“made with organic”として表示される製品の原材料として J A S 格付された有機農産物や有機農産物加工食品を使用できますか。

A16) 日本国内で生産されるか、最終的な加工又は包装が日本国内で行われた J A S 有機農産物及び有機農産物加工食品は、カナダ認証有機製品の原材料として使用することができます。

有機同等性の発効時期について

Q17) 2015 年 1 月 1 日の有機同等性の発効日とは何を意味するのか。2015 年 1 月 1 日以前に生産されたものも、有機同等性に基づき輸出/輸入できるのか。

A17) 日-カナダ有機同等性の下では、発効日である 2015 年 1 月 1 日から有機証明書を発行することができます。

2015 年 1 月 1 日以前に生産された有機製品については、有効な有機証明書が添付されていれば、有機同等性の下で輸出入が可能ですが、日本又はカナダへの到着は 2015 年 1 月 1 日以降でなければなりません。

なお、2015 年 1 月 1 日以前に輸出された製品に対する証明書は、同等性の発効日から 2 ヶ月の間のみ発行することが可能です。

Q18) 日本国内のカナダ認証事業者の製品の原材料として、日本国内で生産された有機 J A S 認証品が使用できるようになるのはいつからか。

A18) 2015 年 1 月 1 日以降です。